

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例  
案要綱

1 改正の理由

子どもを安心して育てることができる環境の整備が求められる中、職員の仕事と家庭の両立を支援する観点から、育児時間休暇の取得期間を延長するため、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）ほか2条例について改正をしようとするものです。

2 改正の概要

(1) 次に掲げる条例に定める育児時間休暇について、子の年齢が3歳になるまで取得できることとします。（本則関係）

ア 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例

イ 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）

ウ 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）

(2) この条例は、平成27年4月1日から施行することとします。

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第14条まで 省略</p> <p>第15条 任命権者は、<u>生後1年6月に達しない生児</u>を育てる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、その請求に基づき、1日2回それぞれ45分の特別休暇を与えることができる。</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条から第14条まで 省略</p> <p>第15条 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>を育てる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、その請求に基づき、1日2回それぞれ45分の特別休暇を与えることができる。</p> <p>以下省略</p>

滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表

旧	新
第1条から第15条まで 省略	第1条から第15条まで 省略
第16条 任命権者は、 <u>生後1年6月に達しない生児</u> を育てる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、その請求に基づき、1日2回それぞれ45分の特別休暇を与えることができる。	第16条 任命権者は、 <u>3歳に満たない子</u> を育てる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、その請求に基づき、1日2回それぞれ45分の特別休暇を与えることができる。
以下省略	以下省略

滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表

旧	新
第1条から第14条まで 省略 第15条 本部長は、 <u>生後1年6月に達しない生児</u> を育てる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、その請求に基づき、1日2回それぞれ45分の特別休暇を与えることができる。	第1条から第14条まで 省略 第15条 本部長は、 <u>3歳に満たない子</u> を育てる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、その請求に基づき、1日2回それぞれ45分の特別休暇を与えることができる。
以下省略	以下省略